

広島県水道広域連合企業団管理規程第 10 号

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 12 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団就業規則（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
(特別休暇) 第32条 (略) 2 (略)		(特別休暇) 第32条 (略) 2 (略)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族 (略)</th> <th>期間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、<u>7日</u>)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、<u>5日</u>)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	親族 (略)	期間 (略)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>7日</u>)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>5日</u>)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族 (略)</th> <th>期間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、<u>七日</u>)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、<u>五日</u>)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	親族 (略)	期間 (略)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>七日</u>)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>五日</u>)	(略)	(略)
親族 (略)	期間 (略)																
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>7日</u>)																
子の配偶者又は配偶者の子	1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>5日</u>)																
(略)	(略)																
親族 (略)	期間 (略)																
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>七日</u>)																
子の配偶者又は配偶者の子	1日(企業職員と生計を1にしていた場合にあっては、 <u>五日</u>)																
(略)	(略)																
3—13 (略)		3—13 (略)															
(短時間会計年度任用職員の特別休暇) 第33条 (略) (1) 次の表第19号から第23号までの左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 ア・イ (略) (2) 次の表第24号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する短時間会計年度任用職員 ア・イ (略)		(短時間会計年度任用職員の特別休暇) 第33条 (略) (1) 次の表第17号から第19号まで又は第20号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 ア・イ (略) (2) 次の表第19号の左欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する短時間会計年度任用職員 ア・イ (略)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇を受ける場合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)―(14) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第32条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い</td> <td>第32条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間</td> </tr> </tbody> </table>	休暇を受ける場合	期間	(1)―(14) (略)	(略)	(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第32条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い	第32条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇を受ける場合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)―(14) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第35条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い</td> <td>第35条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間</td> </tr> </tbody> </table>	休暇を受ける場合	期間	(1)―(14) (略)	(略)	(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第35条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い	第35条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間				
休暇を受ける場合	期間																
(1)―(14) (略)	(略)																
(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第32条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い	第32条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間																
休暇を受ける場合	期間																
(1)―(14) (略)	(略)																
(15) 短時間会計年度任用職員の親族(第35条第2項の表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、短時間会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い	第35条第2項の表に定める期間内において必要と認める期間																

必要と認められる 行事等のため勤務 しないことが相当 であると認められ るとき	
(16) (略)	(略)
(17) <u>新型インフル エンザ等感染症（ 感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律第6条第7項 に規定する新型イ ンフルエンザ等感 染症をいう。）に 関し、企業長が必 要と認めた場合</u>	<u>その都度必要と認め る期間</u>
(18) <u>短時間会計年 度任用職員の生後 満1年6月に達し ない子の養育（男 子職員にあって は、その配偶者が 当該子を養育でき る場合を除く。）</u>	<u>1日2回（勤務時間 が4時間以下の日に あつては、1回）、 それぞれ45分</u>
(19)―(21) (略)	(略)
(22) <u>短時間会計年 度任用職員が不妊 治療に係る通院等 を行う場合</u>	<u>1の会計年度におい て10日を超えない範 囲内で必要と認める 日又は時間</u>
(23) <u>要介護者の介 護その他の企業長 が別に定める世話 を行う職員が、当 該世話を行うため 勤務しないことが 相当であると認め られる場合</u>	<u>1の会計年度におい て5日（要介護者が 2人以上の場合にあ つては、10日）を超 えない範囲内で必要 と認める日又は時間</u>
(24) (略)	(略)

2 (略)

3 任命権者は、短時間会計年度任用職員に對

必要と認められる 行事等のため勤務 しないことが相当 であると認められ るとき	
(16) (略)	(略)
(17)―(19) (略)	(略)
(20) (略)	(略)
(21) <u>短時間会計年 度任用職員が不妊 治療に係る通院等 を行う場合</u>	<u>1の会計年度におい て10日を超えない範 囲内で必要と認める 日又は時間</u>
(22) <u>新型インフル エンザ等感染症（ 感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律第6条第7項 に規定する新型イ ンフルエンザ等感 染症をいう。）に 関し、企業長が必 要と認めた場合</u>	<u>その都度必要と認め る期間</u>

2 (略)

3 任命権者は、短時間会計年度任用職員（次

し、次の表の左欄に掲げる場合において短時間会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の右欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

休暇を受ける場合	期間
(1) (略)	(略)

4 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により短時間会計年度任用職員として新たに任用される場合における短時間会計年度任用職員として新たに任用される期間について第1項の表第9号、第19号及び第22号から第24号までの規定を適用するときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第1項の表第19号	(略)	(略)
	(略)	(略)

の表第3号に掲げる場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する短時間会計年度任用職員) に対し、同表の左欄に掲げる場合において短時間会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の右欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

- (1) 1週間の勤務日の日数が3日以上
- (2) 1年間の勤務日の日数が121日以上

休暇を受ける場合	期間
(1) (略)	(略)
(2) <u>職員の生後満1年6月に達しない子の養育(男子短時間会計年度任用職員にあつては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)</u>	<u>1日2回(勤務時間が4時間以下の日にあつては、1回)、それぞれ45分</u>
(3) <u>要介護者の介護その他の企業長が別に定める世話をを行う短時間会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>1の会計年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</u>

4 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において同一の任命権者により短時間会計年度任用職員として新たに任用される場合における短時間会計年度任用職員として新たに任用される期間について第1項の表第9号、第17号、第20号及び第21号並びに前項の表第3号の規定を適用するときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第1項の表第17号	(略)	(略)
	(略)	(略)
第1項の表第20号	<u>2日)</u>	<u>2日)から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、第32条第1項の表第25四号に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期間(当該承認を受けた日数が3日(1週間の勤務日の日数が4日以下の短時間会計年度任用職員にあつては、2日)を</u>

					上回る場合は、0日とする。)
第1項の表第22号	(略)	(略)		第1項の表第21号	(略)
第1項の表第23号	(略)	(略)		前項の表第3号	(略)
第1項の表第24号	2日)	2日)から、当該会計年度においてこの号に規定する特別休暇、第32条第1項の表第25四号に規定する休暇又はこれらに準ずる休暇の承認を受けた日数を減じた期間(当該承認を受けた日数が3日(1週間の勤務日の日数が4日以下の短時間会計年度任用職員にあつては、2日)を上回る場合は、0日とする。)			

5—6 (略)

7 第1項の表第9号、第11号、第19号から第23号までに規定する特別休暇(以下「短時間特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の右欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

8 (略)

(労働組合活動参加休暇)

第42条の4 労働組合活動参加休暇は、企業職員が任命権者の許可を得て労働組合(労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する組合をいう。以下同じ。)の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。

2 任命権者は、企業職員が労働組合の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、労働組合活動参加休暇を与えることができる。

3 労働組合活動参加休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、1の年につき30日を超えて与えることはできない。

4 第35条第7項の規定は、労働組合活動参加休暇について準用する。

(労働組合活動参加休暇の請求等)

5—6 (略)

7 第1項の表第9号、第11号、第17号から第19号まで及び第21号並びに第3項の表第3号に規定する特別休暇(以下「短時間特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の右欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

8 (略)

第42条の5 前条第1項に規定する許可(以下「労働組合活動参加休暇の許可」という。)は、任命権者が公務に支障がないと認めるときにその有効期間を定めて与えるものとする。

2 企業職員は、労働組合活動参加休暇の許可を求める場合には、その職及び氏名、所属する機関の名称及び当該機関における役職名並びに労働組合活動参加休暇の許可を受けて従事しようとする業務の内容及びその期間を記載した申請書をあらかじめ任命権者に提出しなければならない。

3 労働組合活動参加休暇の許可を受けた企業職員は、労働組合活動参加休暇の許可の有効期間中職務に従事することができない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。